

『男女共同参画
社会基本法』
への働き

最近TVや新聞、また各所で、「男女共同参画をめぐって・・・」という言葉をよく聞くようになりました。

この法律は、急にできたわけではなく、長い間世界中の、「男女平等」を願う人々の思いが、国連に結集して、実現したものであるでしょう。流れとしては、『女性差別撤廃条約』（1985年批准）のための国内整備として、国籍法の改正（1984年）、男女雇用機会均等法（1997年に改正され1999年4月から施行）「家庭科の男女共修」（中学校1993年度、高校1994年度から実施）、この三つが整い、ケニアのナイロビで行なわれた『第3回世界女性会議』に間に合いました。1985年は、「国連婦人の十年」の最終年でもありました。その会議では、男女平等のためにやるべきことの300項目以上が洗い出された

ようです。意識の高まりから、第4回の北京会議（1995年）には、日本からも5千人くらいが参加したそうです。

「エンパワーメント」（女性がパワーアップして社会的存在として頑張っていこうという意味）が話題になりました。更に充実するかたちで1996年「男女共同参画2000年プラン」が設定され、それ

に基づいて、1999年6月に、「基本法」という形になりました。前文の一部ですが、

「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている」。云々とあります。

前号でもふれましたが、男性だけが気張るのではなく、互いに、「女であることの痛み」、「男であることの痛み」を感じて協力しあえる社会をつくりたいですね。

お詫び

2月号の広報くまのに掲載した「DVの根源にジェンダーの縛り」の中に不十分な文章表現がありましたことをお詫びいたします。

問合せ先
住民課人権推進室

TEL 820-5604

この地に

—— 地元、熊野高校を通じて、地域と学校について考えていきます。

(96)

カタリーナ・マイヤーさんの
あゆみ



熊野高等学校

筆都が育てる
筆都を育てる

ドイツから来たカタリーナさんはこの1年間、日本語はもちろんのこと、空手道、茶道、琴、合気道そして書道にとさまざまな日本伝統文化に挑戦しました。

最初は、生徒たちとのコミュニケーションの場には数冊の辞書が必需品となっていました。共に時間を

過ごすとともに身ぶり手ぶりを交えて会話し、友人も多くなりました。お互いの

国の違いについて話したり、いろいろな遊びをしながらの会話など毎日が新しい発見の連続だったようです。

いつも明るい笑顔で頑張っている姿はとても輝いており、多くの生徒たちに良い影響を与えました。

たくさんのクラブ活動を体験する中でも書道部では、多くの時間を部員と一緒に

過ごし、「絆」を深めることができました。「書」において、熊高祭で、大書に挑戦したり、各大会にも

作品を出品しました。また、

筆まつりに参加したり、筆づくり体験もしました。書道がとても好きだとい

う彼女は、お父さんやお母さん、お姉さんの誕生日に自分で書いた作品をプレゼントしたいと熱心に言葉を

考え、心を込めて作品をつくりました。

1月28日(水)から行われた3泊4日の北海道スキー修学旅行にも参加し、初めて

スキーを体験しました。「とても楽しく、本当によい思い出ができて嬉しかったです。」と、語ってくれました。

いろいろなことに興味・関心を持ち、挑戦し、素直な心で学ぶ姿勢は素晴らしいものでした。1年間という

短い期間でしたが、熊野高校で経験したことが財産となってくれたことと思います。

“ドイツでは経験できないことに挑戦し、たくさん

知ることができて、前よりも日本が好きになった。日本の皆さん、ありがとうございました。”